

平成23年度青森県特別保証融資制度一覧表

平成24年1月4日現在

資金名	融資対象	融資限度額	融資利率	融資期間 (うち据置期間)
<b>未来への挑戦資金</b>	県内で事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの		【固定利率】	
	(1) 県内で中小企業者として創業する（創業後1年未満含む。）事業 (2) 新幹線開業に向けて新たな事業展開を図る事業 (3) あおもり型産業に属する事業 (4) 地域資源の活用による新商品開発等の取組、又は地域商店街活性化への取組に係る事業（空き店舗活用チャレンジ融資） (5) 環境認証を取得した事業者等が行う環境負荷低減に資する取組 (6) 国や県等による補助等事業の採択を受けた計画事業、法令の規定に基づいて認定を受けた計画事業、又は建設業の新分野進出 (7) 常時使用する従業員を2人（新規卒卒者など、一定の要件に該当する者の場合は1人）以上の雇用創出を伴う事業（雇用創出枠）	1億円 但し、創業者は所要額の80%以内	1.5%	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
(雇用創出特別支援枠) ※H24.1.4以後の保証承諾分から	(8) 常時使用する従業員を2人（新規卒卒者など、一定の要件に該当する者の場合は1人）以上の雇用創出を伴う事業	1億円 但し、創業者は所要額の80%以内	1.0% (3人以上雇用する場合は0.8%)	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
(震災離職者雇用支援枠)	(9) 常時使用する従業員として次のいずれかを1名以上雇用する事業 ① 東日本大震災により直接被災した企業からの解雇等による離職者（内定取消、被災者等含む） ② 東日本大震災により、他県から本県に避難してきた者 ③ 東日本大震災に伴う間接被害の影響を受けた企業からの解雇等による離職者（内定取消含む）	1億円 但し、創業者は所要額の80%以内	①、②を雇用する場合は0.8% ③を雇用する場合は1.0%	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
(1)から(7)まで、(8)、(9)はそれぞれ別枠。				
<b>経営安定化サポート資金</b>	原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当するものとして商工会議所会頭又は商工会会長の推薦を受けたもの		【固定利率】	
(1) 連鎖倒産枠	倒産した企業に対し売掛債権等を有しているもの若しくは倒産した企業との取引依存度が10%以上であるもの	3千万円 (運転資金のみ)	金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率（下限2.0%）	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
(2) 事業承継枠	事業を承継するもので従業員の雇用維持等一定の要件を満たすもの	1億円		
(3) 経営安定枠	ア 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの イ 売掛債権回収の長期化、売掛債権の回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じているもの ウ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けている中小企業者で、売上減少等一定の要件に該当するもの	4千万円 (運転資金のみ)	※経営力向上割引の適用あり（この場合下限1.8%）	
(4) 災害枠	ア 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの	3千万円	1.5%	運転・設備とも10年以内 (2年以内)
	イ 平成22年陸奥湾ホタテガイ高水温被害により影響を受け、経営の安定に支障を生じているもの	1億円又は3千万円	1.0%又は1.5%	
	ウ 東日本大震災により、事業用資産に直接被害を受けたもの（市町村長等が罹災を証明したものに限る。） 【平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠】	2億8千万円	0.8% (無利子となる場合あり)	運転・設備とも15年以内 (3年以内)
	エ 東日本大震災に伴う間接被害により、事業活動に影響を受けているもので、売上減少等一定の要件に該当するもの 【平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠】	8千万円	1.0%又は1.5%	運転・設備とも10年以内 (2年以内)
(5) 事業再生枠	金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの	3千万円	金融機関所定利率	
(1)～(5)はそれぞれ別枠。また、(3)はア(又はイ)、ウは別枠、(4)はア～エそれぞれ別枠。				
<b>事業活動応援資金</b>	県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当するもの		【変動利率※】	
(1) 事業活動枠	事業活動に必要な資金の調達を図るもの	1億円		
(2) スピーディー枠	次のいずれの要件にも該当する中小企業者で迅速な資金調達を図るもの (1) 県内に事業所を有し、原則として5年以上事業を営んでおり、取扱金融機関との取引が3年以上良好に継続されているもの (2) 直近の決算関係書類によるCRD（中小企業信用リスクデータベース）評価が一定以上であるもの (3) 直近の決算において債務超過でなく、かつ繰越損失を計上していないもの	CRD評価によって3千万円、5千万円、1億円	金融機関所定利率から年0.3%引き下げた利率 ※経営力向上割引の適用あり	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
(3) 流動資産担保枠	県内で原則1年以上同一事業を営む中小企業者で、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有するもの（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）	3千万円		1年間（個別保証の場合は1年以内）
(4) 再チャレンジ枠	廃業歴等があるもので、起業に再チャレンジするもの。（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。）	1千万円		運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
(1)～(4)はそれぞれ別枠				
<b>アグリチャレンジ資金</b>	県内に事業所を有する中小企業者で農業経営を行っている方、または、これから農業に参入しようとする方	法人3000万円 個人1500万円	【固定利率】 金融機関所定利率から年0.3%引き下げた利率	運転3年以内 (1年以内) 設備15年以内 (3年以内)

※【変動利率】 融資実行後に、取扱金融機関が定める基準金利が変動した場合は、その変動幅を変動させるものとする。

※【経営力向上割引】 四半期毎に試算表及び資金繰り表を取扱金融機関に提出することを条件として融資利率0.2%割引する。